

産業建設常任委員会調査報告書

1 調査事件

土地利用型農業の所得拡大について（平成 28 年 12 月定例会で報告）

2 調査目的

米価を取り巻く環境が厳しい中、平成 30 年産から米の直接支払交付金が廃止されるなど大きな転換期を迎えようとしている。稲作への依存が大きい本町農業の所得拡大のため、土地利用型農業について報告した。その後の取り組みの経緯や成果について検証することとした。

3 調査経過

令和 2 年 3 月 9 日（会期中）

令和 2 年 3 月 11 日（会期中）商工観光課、農林課より聞き取り

令和 2 年 3 月 18 日

令和 2 年 4 月 2 日 現地聞き取り調査

令和 2 年 4 月 15 日

令和 2 年 4 月 27 日

令和 2 年 5 月 8 日

令和 2 年 5 月 22 日

4 検証結果

(1) 経営について

[前回の意見]

ア 複合経営への誘導

(ア) 認定農業者の経営面積は 1 人当たり平均 7ha であり、規模拡大は進むと思われるが、現行での所得確保をするためには、10a 当たりの所得が高い野菜を導入し、複合経営への誘導を図るべきである。

(イ) 国の施策として、自らの経営状況をチェックできる「新たな農業経営指標」が提示されているが、本町では 3 人しか登録されていない。この指標は、健全な農業経営者としてのスキルを身につけるために必要であり、利用拡大に努めるべきである。

(ウ) 増収による所得向上（大豆、そば）については、地域別にモデル圃場を作り、県と町、農協で庄内町に合った増収のための栽培マニュアルを、早期に作るべきである。

[検証の結果]

ア 複合経営への誘導

(ア) 平成 17 年度から平成 27 年度までの規模別経営体数の推移は、5 ha 以下の経営体が大きく減少するなか、10 ha 以上の経営体数は約 1.7 倍と増加している。

現状は農地の集積が進み規模は拡大しているが、経営体数は減少しており平成 30 年度に米の直接支払い交付金が廃止されたことや、自然災害など特別な要因もあり、所得全体は平成 28 年分から平成 30 年分の申告ベースでは減少傾向になっている。(下表参照)

耕地面積規模別経営体数 (平成 28 年 3 月末現在)

年度 \ 面積	1.0ha	1.0～	2.0～	3.0～	5.0～	10ha	総計
	未満	2.0ha	3.0ha	5.0ha	10ha	以上	
経営体数	251	246	238	387	298	61	1,481
(H17 年度)割合	17.0%	16.6%	16.1%	26.1%	20.1%	4.1%	100.0%
経営体数	135	139	132	252	281	103	1,042
(H27 年度)割合	12.9%	12.9%	13.3%	12.7%	24.2%	27.0%	100.0%

庄内町農業所得 (平成 30 年 3 月現在)

	農業所得 合計		内 訳				
			プラス申告		0 円申告	マイナス申告	
	内訳 (人)	金額 (千円)	内訳 (人)	金額 (千円)	人数 (人)	内訳 (人)	金額 (千円)
平成 26 年分	1,365	463,402	919	680,350	52	394	-216,947
平成 27 年分	1,316	824,773	987	954,821	45	284	-130,048
平成 28 年分	1,246	1,385,345	1,042	1,468,017	35	169	-82,671
平成 29 年分	1,175	1,148,653	963	1,250,448	42	169	-101,795
平成 30 年分	1,116	923,236	876	1,035,168	38	202	-111,932

町の農業再生協議会では、畑地化に伴う野菜等(そば、大豆)の排水対策などで、増収につながる取り組みを支援するため、産地交付金のメニューを細分化し促進を図っている。そのなかで個々に所得拡大をしている経営体もあるが、全体から見れば、畑地化による野菜栽培等の複合経営による所得拡大は進んでいない。

その大きな要因には、営農者の高齢化や後継者不足等による労働力不足があり、そのほか稲作が畑作に比べ比較的労力を掛けずに済むことや、加工用米や備蓄米の生産が現状として所得向上につながっていることも、畑地化が進まない要因の一つと考えられる。

- (イ) 農林水産省では、認定農業者が農業経営改善計画に沿って、農業経営指標に基づく自己チェックを簡便に行うことができるチェックシートを、ホームページからダウンロードできるとしているが、町では登録者については特に確認していない。

経営指標を持つことは重要としているが、国からの指導も特になくことから町としては、チェックシートの利用拡大については考えていない。

- (ウ) 大豆・そば等の栽培マニュアルについては、各農協がそれぞれ作成し技術的な指導も行っていることから、町は産地交付金のメニューを細分化することで、増収につながる取り組みの誘導を図っている。

(2) 組織化について

[前回の意見]

ア 先進地事例の活用

香川県観音寺市の^{ちゅうおお}榊中大、^{ちから}榊太陽の^{ちから}荘では、法人化を推進したことにより、新規就農者も現れ、担い手不足解消と所得確保に繋がっている。

法人化は過剰投資を抑制し、規模拡大に繋がり所得も向上することから、町は農業団体と一体になり推進すべきである。

[検証の結果]

ア 先進地事例の活用

町は、法人化の促進とそのメリット等について令和2年1月に生産組合長会で研修会を行い啓発に努めており、法人数は平成28年3月時点で9法人、平成30年9月では13法人、令和2年3月時点では14法人となっている。

農業団体との法人化に向けた連携については、本町には2つの農業団体組織があり独自の運営方針があることなどから、それぞれの農業団体の取り組みに対応して推進している。

(3) 施策について

[前回の意見]

ア 先進地事例の活用

- (ア) 広島県東広島市では、行政に詳しい吉弘昌昭氏がコーディネーターの役割を担い、農業所得をマイナスからプラスに転換させていた。

本町では、国、県、町などから多様な情報があっても農家には理解しにくいいため、実践には結びついていない。農業者、農協などと連携の上、栽培技術、経営診断などができるコーディネーターを配置すべきである。

- (イ) 最上町では、水田の畑地化を町が主導的役割を担い、水田に戻さないことを条件にアスパラガスの生産で一定の成功を収めている。

本町で畑地化を進める上では、水田に戻さない決意で野菜生産に取り組むべきである。野菜生産にあたっては、ロット、数量の確保なども含め、町の基幹となる作物を選定し、共同選果、共同出荷ができるようにすべきである。

イ 行政主導

- (ア) 将来的なビジョン

本町では、国、県が示してきた補助金政策を推進してきたが、所得向上に繋がっていない。

将来に向けて、農家個々の所得確保、法人化による新規就農者・担い手の確保、農地保全等も考え、稲作依存から脱却し、具体的な庄内町の所得向上ビジョンを早急に示すべきである。

[検証の結果]

ア 先進地事例の活用

- (ア) 生産者にとっては身近に農協や県の出先機関があり、そこに専門家がすでに配置されていることや、生産者は一定の専門的知識を習得していることから、町として特に専門家の配置は考えていない。
- (イ) 本町の、ほ場整備については当初から水稲にむけた整備であることや、地理的要件等から水田に戻さない畑地化については想定されていない。
- また、基幹作物の選定や共同選果、共同出荷はそれぞれの農協で取り組んでいることから、町は農業団体を支援していく考えである。

イ 行政主導

(ア) 将来的なビジョン

町は、農業再生協議会において毎年、水田フル活用ビジョンを策定し需要が期待できる非主食用米の作付面積や生産向上、さらに野菜や花き等の高収益作物の作付け拡大等について目標を設定し取り組んでいる。

本町の農業が、稲作中心とした経営形態で進むことには変わりはないとしているが、急速な人口減少による米の需要減少は今後も加速していくと考えており、引き続き米以外の作物での農業所得の向上もあわせて図っていくことが重要だとしている。

本町では、水田の75%で水稲が作付けされており、そのうち25%が加工用米、飼料用米、備蓄用米となっている。そのなかで、主食用米については国の主導による需給調整が平成30年度に廃止されており、県が算定した生産目安をもって生産されている。

加工用米や備蓄米については、価格も高い水準を維持できていることから、町では今後も需要に応じた米生産を主体に進めるとしている。

一方で野菜等の、えだまめ、赤かぶ、ねぎ、花きの生産については、作付けの拡大を図るとし、令和2年度の産地交付金において合計面積が60aを超える場合には規模加算を設けている。

これらの作物のうち花き以外は土地利用型の作物であり単位面積当たりの所得も主食用米を大きく上回っていることから、野菜等については転作としてではなく、米と並ぶ農業経営の主軸として取り組む必要があり、同時に取り組む農業者を増やしていく必要があるとしている。

課題としては、農業者に対し単位面積当たりの産地交付金で対応するだけでなく、収穫・出荷の一連の作業にもなう機械化の促進や技術指導など、きめ細かい対応も必要だとしている。